

受 理 番 号	件 名
陳情第 6 号	東部保育園園庭の園児のための開放（資材の撤去）を求め る陳情
提 出 者 の 住 所 ・ 氏 名 ※非公開情報	
付 託 委 員 会	厚生委員会

※原文のまま記載

(趣旨)

日頃、東部保育園を運営いただきありがとうございます。先生方、運営いただいております関係者の方々には子供を安心して預けることができ大変感謝しております。

この度、東部保育園父母の会より東部保育園園庭の園児のための開放（資材の撤去）していただけることを求め陳情いたします。

現在、調布市立東部保育園では併設されております東部公民館のエレベーター工事に伴う詰所等設置のために保育園の園庭の半分ほどに囲いがされ園庭が大変狭くなっております。その結果、園児の保育活動に大きな支障をきたしております。

この地は東部保育園の他に東部公民館と東部児童館が併設されており、それぞれの施設において市民が安全に利用できるよう建物の老朽化に伴う補修工事が行われていることは理解できます。

ただ、あまりにも長期間にわたり東部保育園の園庭を工事拠点として使用することは、市として安易ではないでしょうか。近隣周辺での民有地の一部を借用するなど、市としての努力や工夫が必要ではないでしょうか。

これまでの工事期間は以下となります。

- ① 令和 2 年 8 月 8 日～令和 3 年 3 月 12 日（東部保育園トイレ・床工事）
- ② 令和 4 年 10 月 5 日～令和 5 年 2 月 24 日（東部公民館、東部保育園、

東部児童館外壁屋上防水塗装工事)

上記の②の工事が終了した報告はないまま、エレベーター工事の調査までの期間もそのまま園庭に資材が置かれた状態で公民館のエレベーターの追加工事が始まりました。

①では約7か月間

②では約8か月間

②の期間から継続し現在も園庭に囲いがされている期間が4か月。

更にエレベーター工事について令和5年10月末までの工事期間とのことで、これよりあと4か月半もの期間を約半分のスペースとなった園庭で子どもたちは過ごさねばなりません。

上記期間を単純に足しただけでも2年間にも及ぶ制約になります。これでは、子ども(園児)を犠牲にした各種公共施設整備との感覚にもなり、82人の園児の利益とは程遠く感じます。「子どもが健やかに育つこと」を目的とした調布市子ども条例、市の役割に記された「子どもの最善の利益に配慮」しているとはいい難い状況ではないでしょうか。

先般、保育園のホールの壁の補強工事も5月より開始ということでご連絡いただいておりますが、6月5日に7月中旬開始予定に変更されるという通知がきました。これでは当初予定の10月末を過ぎるような工事となり、園庭に囲いがされる期間が延長されることが想定されます。

よって、一日も早い園児のための東部保育園園庭の開放(資材の撤去)を求め陳情いたします。